

洋上風力発電に係る漁業協調策・漁業振興策等に関する対応方向の概要

— 令和3年2月（改訂） —

（山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 遊佐沿岸域検討部会「漁業協調策等検討会議」による検討とりまとめ）

◎ 趣旨

洋上風力発電の導入に伴い実施が期待される漁業協調策や漁業振興策等について、その具体的な内容を研究・検討し、その成果を、法定協議会での議論や行政による漁業振興施策の基礎として活用するもの。

1 基本的事項

(1) 漁業権

- 洋上風力発電の導入に当たっては、原則として漁業権の放棄は行わないものとする。

(2) 漁業等への補償

- 洋上風力発電の導入に伴う一切の行為により、事業開始前から終了後までの期間を通して、漁業等（鮭ふ化事業及び内水面漁業を含む）に不測の制約や損害等が発生した場合は、迅速かつ確実に補償を行うよう発電事業者に求めるものとする。

(3) 漁業操業の制限

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域や占用許可区域、風車設備の支柱・基礎部分など、漁業者の安全確保等のための最小限の範囲を除き、漁業操業を制限しないよう発電事業者に求めるものとする。

(4) 促進区域内の安全の確保

- 促進区域内の船舶航行や漁業操業に関する安全の確保について、実効性のある対策を講じるよう国等に求めるものとする。

2 現行漁業等への影響及び配慮

(1) 風車設置による影響の大きな漁法

- 現行の各種漁法のうち、洋上風力発電の導入によって最も大きな影響を受けるのは、浮延縄漁であり、風車設置エリアでの操業に支障が生じる懸念。

(2) 風車の設置エリア

- 遊佐部会で示されている想定海域は、旧吹浦村と旧高瀬村の境から遊佐町と酒田市との境までの離岸距離 1 kmの範囲を除く共同漁業権区域であるが、共同漁業権漁業以外の漁業との兼ね合いを踏まえ、さらに沖側のラインから 500mの範囲を除くよう見直しされている。

(3) 風車の配置

- 当海域における浮延縄漁は、概ね水深 30m以深の海域で操業することから、風車の配置（レイアウト）に配慮する必要があるため、関係漁業者と十分に検討する必要。
- 鮭ふ化事業において、サケが遡上・降下する経路に風車が設置されると影響を及ぼす可能性もあり、専門家の意見を聞きながら、風車の配置（レイアウト）を検討する必要。
- 事業者から示された一事例（風車配列：南北方向に約 650m間隔、東西方向に約 1,500m間隔）では、十分な間隔を空けて風車を配置すれば、漁業者は現行漁業が概ね継続可能との見解。

(4) 漁業影響調査

- 洋上風力発電の導入による漁業への影響を的確に把握し、負の影響が生じた場合に適切に対応していく必要があるため、漁業対象魚種について、事業開始前から事業終了後の一定期間までを通して統一的な手法で、継続的に漁業影響調査（モニタリング）を実施することが必要不可欠。
- モニタリングの手法は現時点で確立されていないが、地区毎の魚種別漁獲量の把握（漁業統計）を継続するほか、定期的な定点調査の実施や漁業者からの聞き取り調査等による漁業状況の把握も有効。
- モニタリングの実施にあたっては、海面漁業の対象魚種だけではなく、サケやサクラマス、アユ等の遡河性魚種も対象とすることが必要。（さらにスズキ等の遡河性魚種の稚魚を捕食する魚種も考慮する必

要。）

- 風車の設置により、予期せぬ潮流等環境の変化が、風車設置エリア及び周辺海域において生じる可能性があり、このことが特産のイワガキの稚貝の着底等当海域の漁業生物に影響することが懸念されるため、事業開始前から終了後までの期間を通して、潮流等環境の変化とその影響についてもモニタリングが必要。（環境の変化の幅を最低 3 年は見積もって事前に開始する必要。）

3 漁業協調策及び漁業振興策

(1) イワガキの増殖

- 酒田北港のケーソンや遊佐町沿岸域のヘッドランド等の人工構造物には、イワガキが自然着底し成育しており、巨大な人工構造物である洋上風力発電設備の支柱や基礎部分にも大いに期待できる。
- 風力発電設備の支柱や基礎部分の利活用にあたっては、区画漁業権の設定が必要となる管理生産（養殖）は行わず、発電設備及びその基礎等に自然着底し成育したものを漁獲することとし、それが可能となるよう事業者に求めている。
- また、風力発電設備の支柱や基礎部分だけでは、イワガキが着底する表面積は限定的で、漁獲量も限られることから、比較的水深の浅い海域で効果的な場所を選定し、増殖礁を入れて資源を増産していく必要がある。この場合、増殖礁の周囲に再付着を促進する着脱可能なプレート等の設置や高圧ジェットポンプ等による漁場再生の取組みを検討するとともに、現行漁業との調整及び増殖礁の海底への沈下対策について十分検討することが不可欠。

(2) 魚礁の設置等

- 魚礁は、効率的な漁獲かつ漁獲物の高付加価値化を目指す観点から、多目的なタイプではなく、特定の魚種を念頭においた専用タイプのものを設置することが有効。併せて、後継者を増やしていく観点から、水揚げ額をどの程度増やしていくのかなど目標値を設定するといった視点も必要で、漁獲した魚を生きたまま出荷するといった高付加価値化できる出荷方法など、複合的に考えることも漁業振興の観点から有効。
- 沈設タイプの魚礁を設置する場合には、沈下対策を講じるとともに、風力発電事業が終了した後も継続的な利活用ができるよう、発電事業者には魚礁を撤去しないよう求めている必要。

(3) 漁業振興のための基金の設置

- 風力発電事業者からの拠出金を原資とし漁業振興等に幅広く利活用できる基金は、漁業者（鮭ふ化事業者及び内水面漁業者を含む）にとって非常に有益であることから、当海域においても設置を前向きに検討していく必要。
- 全国の各地域でも同様の構想が存在し、基金の規模や用途等の詳細について徐々に明らかになってきており、引き続き、先行地域の情報を収集しながら枠組みづくりに向けた検討を行っていく必要。

(4) 風力発電事業への漁船の活用

- 洋上風力発電の導入に伴う各種調査や建設工事、稼働後のメンテナンス等において地元漁業者の漁船を活用することは、漁業者の経営の安定に資する。このため発電事業者に対しては、可能な限り地元漁業者の漁船活用を求めている必要。

(5) その他

- 風車近傍を回遊する鮭等遡河性魚種の遡上・降下に影響を及ぼす懸念もあることから、鮭ふ化事業者及び内水面漁業者への配慮も必要であり、鮭ふ化事業者等関係者の意見も参考に地域振興策を検討していくことが必要。
- 漁業協調策・漁業振興策の実践の場となる風車設置エリア等における漁業と遊漁（プレジャーボートを含む）との共生・共存のあり方について、県等が主体となって検討していく必要。